

東日本大震災と法哲学

2015.1.19 法哲学ゼミ
亀井 竹原 野田 柳詰

今年度の瀧川ゼミを論点で振り返りましょう
(文章は一部修正を加えました)

A. 義援金の分配

福島県南相馬市は、いかなる基準で義援金を分配すべきだったか？その根拠は何か？

1. 現行の基準が正しい
2. 市民に一律平等に配るのが正しい
3. その他の基準で分配するのが正しい →その基準は？

B. 仮設住宅

災害発生後の被災者支援の手立ての一つとして、プレハブなどの応急仮設住宅やみなし住宅などが存在する。しかし、利用可能で広大・安全な土地が必要なこと、コミュニティの崩壊、行政コストの増大などの問題点も多く見受けられる。

そこで、政府による支援を資金提供にとどめることによって、被災者自身の選択の幅を広げるという考えもあるが、前者と後者のどちらが望ましいであろうか。この場合の資金提供の限度額は応急仮設住宅の一戸当たりの値段である約 250 万円を想定する。

C. 地震保険

東日本大震災は、地震リスクの高低を示す料率の低い地域で発生した大規模地震である。これは、地震が起こるリスクを正確に予測することの難しさと、日本全国どこにおいても地震リスクは相当程度高いということを示している。

また、地震保険に加入していない人に対する公的な支援制度も十分なものであるとはいえない。

そこで、現在の「任意」である地震保険制度から、日本国民全体が全国で一律に地震保険料を負担する「強制」保険制度に改革すべきである。

D. 大川小学校訴訟

今回、遺族側が起こした訴訟において、遺族は「現場にいた教諭が津波を予見し、損害を回避できたにもかかわらず、避難行為に出なかったという不作為（注意義務違反）によって児童の命が奪われたことから、石巻市は国家賠償法 1 条の責任を負うとしている。ま

た、同校教職員の費用負担者である宮城県についても損害の賠償をすべき責任がある」と主張している。

しかし、今回の東日本大震災は『1000年に一度の大震災』であり、まさに未曾有のものであった。遺族に対する市教委や検証委員会の対応は確かにひどいものであるが、今回の訴訟の中心は「震災当時の職員の対応が注意義務違反にあたるかどうか、それによって児童が命を落としたのかどうか」である。はたして、職員、そして宮城県に対して一概に責任を問うことができるだろうか。

E. 被災者支援制度

災害弔慰金の支給を受けるためには、行政より「災害関連死」の認定を受ける必要があります。しかし現在、その災害関連死の認定には統一された明確な基準や規定が設けられていません（新潟県中越地震の際の長岡基準を参考）。そのような中、東日本大震災の影響で「自殺」した人の災害関連死の認定に関して、あなたはどのように考えるべきだと考えますか。

1. 長岡基準のように、期間という明確な基準によって区切るべきである
2. 芦屋基準のように、その因果関係が認められるものにおいては広く認められるべきである
3. その他（そもそも、自殺そのものを災害関連死とは認めないなど）

F. 風評被害

東日本大震災で発生した原発事故と実際に発生した風評被害との間には、政府の発表やマスコミの報道、そして消費者の回避行動など、様々な要因が存在しているにもかかわらず、今回の風評被害については、東京電力のみが責任を負うことになった。

しかし、過去の風評被害とされた事例において、損害を補填する責任を負ったのは政府やマスコミなどであった（ex 所沢ダイオキシン、堺市 O-157 事件）。これらの事例と比較して、東京電力だけに東日本大震災で起きた風評被害の責任を負わせることは妥当か否か。また他に責任を問えるとしたら、その主体は何なのか。

G. 原発賠償の主体

東日本大震災から生じた原子力災害の損害賠償額は、約 6 兆円にも上るとされている。経済の発展と環境対策という錦の御旗を振りかざし、安直な原子力政策を推進してきた結果、日本国はとてつもない痛みを味わうことになったといえるのではないだろうか。

今回の損害の責任を、仮に天変地異のせいであると結論付けることは、今後にとっても建設的な議論になるとは言い難い。責任の所在を明らかにし、今一度それを認識し直さない限りは、同様の損害が生じる危険性は残り続けるだろう。

ここで、「今回の東日本大震災における原子力災害の責任の所在はどこにあるといえるの

か」ということについて考えてみたい。

1. 事業者
2. 国（国民）
3. 誘致自治体

H. 震災遺構

震災遺構の問題で一番議論されているのは遺構を残すべきか被災者の気持ちを鑑み解体するか大きく分けて2つの選択肢があります。また、震災遺構を残すとしても3Dやパノラマなど現物にこだわらないという考え方も出てきています。第十八共徳丸について共徳丸はすでに解体されてしまいましたが、仮にまだ解体されてないとするならあなたはどの立場に立ちますか。

I. 原発賠償の制度

今回の原発事故の損害賠償額は東京電力の資本金を大きく上回る額となることが見込まれる。通常であればこのような企業は破綻処理をされるべきであったと考えられるが、今回のケースではその処理が行われなかった。当該機構が成立する前だったと仮定して、どのような処理をして損害賠償の方針を立てるべきであったと考えられるか。

1. 破綻させるべき（国賠特別立法）
2. 破綻させるべき（原則通り）
3. 当該機構の設置

J. 食品のリスク管理

食品のリスク管理で問題として挙げられる『消費者の安全』と『生産者や産業の保護』との対立である。現在のリスク管理の状況では、消費者の被災地の製品に対するイメージは悪く、また津波や地震そのものの影響などにもより生産者としても営業・販売が難しい状況がある。

確かに、現状の厳しい基準を維持して消費者の保護を図ると同時に、生産者は復興支援政策や補助金等を支給するなどする方策は手段の一つとして有効であるだろう。しかし、より生産者と消費者が共存できる方法はないだろうか。

現状維持の規制では、被災地及び生産者の立ち直りに資することは難しい。しかしだからといって徒に消費者の安全をないがしろにすることもできない。こと基準において考え直そうとしたときに、果たして現在のリスク管理状況よりも良い手段はないだろうか。

厳しくした場合	…	生産者↓	消費者↑	？
現状維持	…	生産者↓	消費者→	？
緩める場合	…	生産者↑	消費者↓	？

K. 原発作業員の安全

福島原発における作業員の被ばく量は、政府により電離則 4 条の基準を年間 50 ミリから年間 250 ミリシーベルトに引き上げた。震災直後、線量の高いエリアで作業した人の中には、1 日 5 ミリシーベルト被ばくした作業員もいた。今後、年間 250 ミリシーベルトの基準のままでは、作業員の不足が問題となり、作業員自身 4 日で仕事を失う例もあり、不都合が生じる。よって、電離則 4 条の基準を ICPR の国際基準である 500 ミリシーベルトにまで引き上げるべきである。

L. 政府の非難勧告

被ばくによるリスクについては科学者の間でも見解が大きく分かれ、意見の一致をみていないのが現状である。しかし警戒区域を設け強制的に退去させることは、そこに住みたい人の自由・権利を制限することにもなる。一方で国家が被ばくのリスクから住民を回避させる必要性もあるといえる。では国家（内閣総理大臣又は各自治体）は原発事故が起きた地域の住民に対し、どのような扱いをするべきだったか。

1. 警戒区域を定め、強制力を行使する
2. 避難勧告・指示にとどめ、危険地域での居住・立ち入りは個人の判断に委ねる
3. その他

M. 放射能のリスク～あなたは何シーベルトまで耐えられるか～

福島第一原発事故は未曾有の出来事であり、人々に放射能への不安をもたらした。しかし事故から 3 年経った現在、放射線被ばくによる影響の程度も徐々にわかりつつある。一方で放射線を避けることによる影響も見過ごせない事態だろう。では、現在での妥当な被ばく線量限度基準は年間何シーベルトだろうか。

1. 0 ミリシーベルト
2. 1 ミリシーベルト
3. 1~20 ミリシーベルト
4. 20~100 ミリシーベルト
5. 100~ミリシーベルト

N. ガレキの広域処理

結果として、岩手県、宮城県における災害廃棄物の処理は予定通り完了し、広域処理の割合も当初の 13%から大きく減少した。このことから考えると、広域処理を行わなくても、多少の時間はかかるものの域内処理によって終わらせることもできたのではないだろうか。一般焼却炉での焼却や埋立処理により発生する放射線の不安を域外住民に与えることもなかったかもしれない。現在からの視点も考慮に入れたうえで、それでも広域処理は必要だ

ったのか、検討したい。

O. 除染

環境省によると、除染の目標達成、空間線量が基準値以上の地域でも個人の被ばく線量が 1 ミリシーベルトを超えないこと、除染の効率性等を理由に個人線量基準へと舵を切る想定を発表している。これからの除染基準として、従来の基準である空間線量か、それとも個人線量の基準かどちらがよいであろうか。

P. 休講（台風 18 号）

Q. 復興予算

東日本大震災の復興予算として、現在（2011～2015）だけで 25 兆円が見積もられている。今回のような突発的な災害に対して、財源を求めるとき、どのような手法で賄うべきだろうか。

1. 増税
2. 公債発行

R. 津波のリスクと対策

東日本大震災後、東北地方をはじめ日本全体で、将来における津波のリスクが懸念されている。リスクがあるからには、何らかの対策を講じなければならないだろう。しかし現在、国や地方公共団体で進められている主な方法として以下が挙げられるが、行政コストの面や津波被災地の住民の意思にかなっていないかなどの問題点がある。また、津波という自然災害がいつ起こるか、どのくらいの規模で起こるかを見当することができないため、対策の方法が難しいとされる。ここで、今回の津波で大被害となった東北地方において、今後の津波に対してどのような対策を進めるべきか。

1. 堤防
2. 高台移転
3. その他
4. そもそも対策はいらない

S. Debate with professor

復興は必要か、否か。

T. 放射性廃棄物の処理

放射性廃棄物は貯蔵、処分共に困難である。日本では放射性廃棄物の処理能力がなく、中間貯蔵施設も最終処分場も存在せず、一時的に保管しているに過ぎない。そこで考えられるのは、モンゴルの構想のように世界中の放射性廃棄物を一か所で管理・処理するという計画である。これらを踏まえ処分地を国内にすべきであろうか、海外にすべきであろうか。

か。

U. 学習院大学合同ゼミ (テーマが異なるため省略)

V. 原発再稼働

現在、日本では東日本大震災における原発事故を受けて原子力発電所の稼働が停止されている。しかし原発を停止することで十分な電力の確保が難しくなり日本の経済成長を阻害するおそれがあるのも現状だ。以上を念頭におき、今後日本においてエネルギーを確保するためにどうしたらいいだろうか。

W. 2034年の原発政策

20年後、我々はまさに日本国を担う現役世代となる。おそらく、20年程度では今の日本の周囲の環境や経済状況、エネルギー政策の大きな転換等を望むことは難しいだろう。ではそれを踏まえて、我々は20年後の日本のエネルギー政策はどのような形となっていることを望むか。その中で、特に原子力発電の意味合いにどこまで比重を置くべきと考えるか。原子力政策とそれを取り巻く環境について、20年後という近く現実的な将来について「原子力政策反対再考」という観点から、もう一度考え直す場を提起したい。

また、原子力政策をやめるとして、それによって生じる様々な負担をどのように解消するかも検討したうえで議論を行いたい。

X. 原子力損害賠償関連法の改正

原子力災害による被害はその規模、性質から賠償の範囲をどうするか議論がされる。現在の制度は相当因果関係で賠償範囲を認定しているが、損害賠償という法理からして、賠償の範囲をどうしていくべきか。

1. 現状維持 (相当因果関係を広く認める)
2. 賠償の範囲を絞る (厳格化)
3. その他

Y. 被災者支援関連法の改正 震災後の政府の雇用対策

NPO法人で働く瀧川さん(仮名)は、東日本大震災で被災した人々の就労支援に関する活動を行っている。瀧川さんは次のように述べる。

「(前略) だからこそ、政府には、こうした大規模震災時において、被災者ひとりひとりをもっと配慮した就労に関する規定を新たに制定してほしいと強く思っています。(後略)」

あなたは、瀧川さん(仮名)の意見に賛同するか。

Z. 論点

この一年間の議論を振り返って、法哲学ゼミ生の我々にとって、最も意義のある回ほどの回だっただろうか。

※結果（1人3 point で選んでもらいました）

☆1位. **原発賠償の主体**（9 point）

2位. **原発賠償の制度**（7 point）

3位. **大川小学校訴訟**（6 point）

4位. **仮設住宅、震災遺構**（4 point）